

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 二 測量の地域 奈良市都祁白石町
- 三 測量の期間 令和二年五月二十六日から同年六月三十日まで